

## 民事法律扶助におけるひとり親支援の拡充について

令和6年4月1日から、法テラスの民事法律扶助制度における「ひとり親世帯」への支援を以下のとおり拡充いたします。

### 養育費を子のために確保するための方策

#### ① 未払養育費等の支払を受けた場合における弁護士費用等の償還

【現行】原則、支払を受けた養育費等から一括即時償還

【改正後】支払を受けた養育費等が一定額以下の場合、一括即時償還不要  
(割賦償還可)

#### ② 将来における月々の養育費に関する成功報酬の支払

【現行】原則、法テラスによる立替えはなく、養育費の支払を受ける都度、その10%相当額を利用者から受任者へ直接支払

【改正後】一定額までは法テラスによる立替えとし、他の立替金と同様、法テラスへ割賦償還(受任者への直接支払不要)

### ひとり親世帯に対する償還免除の拡大

#### ○ 償還免除における資力回復困難要件該当者

償還免除：①生活保護受給者  
②①に準ずる程度に生計困難であり、かつ、資力回復困難な者

【現行】高齢者、中度以上の障害者・その扶養者、疾病による長期療養者等

【改正後】義務教育対象年齢までの子を扶養しているひとり親を追加

## ■事例 離婚調停が成立した場合

※あくまで一例です。以下の比較表は本事例での比較になります。

### 現行の民事法律扶助制度

### 【ひとり親対象】 支援拡充後の民事法律扶助制度

#### 【調停成立の内容】

- ・離婚成立
- ・相手方から養育費月額5万円の支払い

|              |  |                              |
|--------------|--|------------------------------|
| 援助開始時        | 着手金8万8000円～13万2000円、<br>実費2万円を法テラスが立替え<br>(毎月5000円～1万円の分割返済) | 同 左                          |
| 報酬金額         | 13万2000円   | 同 左                          |
| 報酬金の<br>支払方法 | 養育費の入金の都度、被援助者から<br>弁護士へ直接払い                                 | 13万2000円(立替上限額)を法テラスが<br>立替え |

#### 未払い養育費等を一括で得た場合

|                |    |  |
|----------------|----|--|
| 養育費から<br>の一括返済 | あり | なし<br>※上限額を超える養育費の支払いを受けた<br>場合は、一括返済の対象になります。 |
|----------------|----|--|

#### 立替金の免除申請をする場合

|                                 |   |  |
|---------------------------------|---|--|
| 返済免除<br>(生活保護<br>受給者以外<br>の利用者) | 生活保護を受給していない方は以下の<br>すべての要件を満たす必要あり<br>・収入要件<br>・資産要件<br>・資力回復困難要件<br>※養育費請求事件を含む法テラスで援助を<br>行ったすべての事件の立替金が対象 | 左記のうち<br>・収入要件を一部緩和<br>・資力回復困難要件は不要<br>※義務教育対象年齢までの子を扶養している<br>ひとり親が対象<br>※養育費の請求に関連した事件(離婚事件等)<br>の立替金のみが対象 |
|---------------------------------|---|--|

※返済免除の対象となる立替金とは、援助開始時等に法テラスが立替えた着手金・実費等の残金と、援助終了時に立替えた報酬金を指します。